

ガーデンハウス上桂
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
重要事項説明書

1. 法人の概要

- (1)法人の名称 社会福祉法人 柊野福社会
(2)法人の所在地 京都市北区上賀茂中ノ河原町2番地の1
(3)設立年月日 昭和59年3月13日
(4)代表者氏名 理事長 杉本 豊平 (すぎもと とよへい)
(5)電話番号 075-711-1851
(6)FAX番号 075-711-1853

2. 事業所の概要

- (1)事業所の名称 ガーデンハウス上桂
(2)事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
事業所番号 2694000056号
(3)事業所の所在地 京都市西京区上桂北村町114番地
(4)開設年月日 平成23年4月29日
(5)管理者の氏名 木村 伸広 (きむら のぶひろ)
(6)電話番号 075-382-1612
(7)FAX番号 075-382-1701
(8)登録定員 29名
通いサービスの利用定員 18名
宿泊サービスの利用定員 9名

3. 事業の実施地域及び営業時間

(1) サービスを提供する実施地域

京都市西京区 (原則として、桂川・桂・桂徳学区)

(2) 営業日等

営業日	365日 (年中無休)	
営業時間	通いサービス	10:00 ~ 16:00 (19:00まで延長可)
	宿泊サービス	19:00 ~ 翌10:00
	訪問サービス	24時間

4. 設備の概要

当事業所では、以下の宿泊室をご用意しております。利用される居室は、すべて個室（1人部屋）です。

居室の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	9室	宿泊に必要な寝具・備品を備えています。

5. 設備の概要

居室の種類	設置数	備考
食堂	1か所	居間と兼用
居間	1か所	食堂と兼用
台所	1か所	
浴室	1か所	ご利用者が使用しやすい個人浴槽を設置しています。
トイレ	2か所	

6. 職員の配置状況及び職務内容

(1) 主な職種の配置状況

(令和 6年 9月 15日現在)

職種	常勤	非常勤	合計
管理者	1人	-	1人
介護支援専門員	3人	-	3人
介護従業者	4人	8人	12人
看護職員	-	2人	2人

※ 管理者は、介護支援専門員を兼務しています。

※ 看護職員は、介護従業者を兼務しています。

(2) 主な職種の職務内容

職種	職務内容
管理者	事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成、小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行、小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成等を行います。
介護従業者	ご利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
看護職員	ご利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

(3) 主な職種の勤務体制

(令和 6年 9月 15日現在)

職種	勤務体制
管理者	日勤 / 8:30～17:30
介護支援専門員	日勤 / 8:30～17:30
介護従業者	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 / 7:30～16:30 日勤 / 8:30～17:30 遅出 / 11:30～20:30 夜勤 / 17:30～10:30 ※ 上記以外にもご利用者の生活に合わせ、勤務時間帯を調整することがあります。 ※ 昼間(6:30～21:30)は、原則として1～7名の職員体制となります。 ※ 夜間(21:30～6:30)は、原則として1～2名の職員体制となります。
看護職員	日勤 / 8:30～17:30

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、(1)介護保険の給付対象となるサービス、(2)介護保険の給付対象とならないサービスがあります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常7～9割)が介護保険から給付されます。

[サービスの概要]

(1) 「介護予防サービス計画」または「居宅サービス計画」及び「(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画」の作成

- 当事業所においてご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防サービス計画または、居宅サービス計画及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 介護予防サービス計画、居宅サービス計画及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を基本とし、ご利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に、通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

(2) 通いサービス

① 送迎

ご利用者やご家族のご希望により、ご自宅から事業所間の送迎を行います。

② 食事への支援(食費に係る費用は別途いただきます)

- 当事業所では、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好に考慮した食事を提供します。また、ご利用者と職員が、可能な範囲で食事の準備や後片付けを行い、役割や生きがい、充実感や達成感を持って生活していただけるよう支援します。
- 食事サービスの利用は任意になります。

- 食事時間については、下記時間を設けておりますが、食品衛生上問題のない範囲（提供から2時間以内）でご利用者の身体の状態や体調、ご希望に応じて対応させていただきます。

（食事時間）

朝食 6：30 ～ 8：30 昼食 12：00 ～ 14：00
夕食 17：30 ～ 19：30

③ 入浴への支援

- 入浴または清拭を行います。
- 入浴サービスのご利用については任意になります。
- 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の支援を行います。

④ 排泄への支援

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した支援を行います。

⑤ 機能訓練

ご利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能低下を防止するように努めます。

⑥ 健康管理

当事業所の職員が、主治医等との連携を図りながら、ご利用者の健康管理を行います。

⑦ 生活相談

当事業所の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し、生活の向上を目指します。

⑧ その他

- ご利用者の趣味または嗜好に応じたレクリエーションを実施します。
- 様々な社会資源を活用し、地域との交流を図ります。

（3）訪問サービス

- ご利用者宅を訪問し、ご利用者が安心して自宅で過ごせるよう食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等の支援を行います。
- 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気）は無償で使用させていただきます。
- 訪問サービス提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ・ 医療行為
 - ・ ご利用者もしくはそのご家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ・ 飲酒及びご利用者もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙
 - ・ ご利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ・ その他ご利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

（4）宿泊サービス（宿泊に係る費用は別途いただきます）

当事業所にて宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

〔サービス利用料金〕

下記の料金表によって、①ご利用者の要支援・要介護状態区分に応じた基本サービス料金、②基本加算、③その他の加算の合計額をお支払いください。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更させていただきます。

① 基本サービス料金（要支援）

介護予防小規模多機能型居宅介護費

（円）

要介護状態区分	【1割】自己負担額（1日あたり）	【1割】自己負担額（1月あたり）
要支援1	120	3,640
要支援2	242	7,356
要介護状態区分	【2割】自己負担額（1日あたり）	【2割】自己負担額（1月あたり）
要支援1	239	7,280
要支援2	484	14,711
要介護状態区分	【3割】自己負担額（1日あたり）	【3割】自己負担額（1月あたり）
要支援1	358	10,920
要支援2	725	22,067

② 基本サービス料金（要介護）

小規模多機能型居宅介護費

（円）

要介護状態区分	【1割】自己負担額（1日あたり）	【1割】自己負担額（1月あたり）
要介護1	363	11,034
要介護2	534	16,216
要介護3	776	23,589
要介護4	857	26,035
要介護5	945	28,706
要介護状態区分	【2割】自己負担額（1日あたり）	【2割】自己負担額（1月あたり）
要介護1	726	22,067
要介護2	1,068	32,431
要介護3	1,551	47,178
要介護4	1,714	52,069
要介護5	1,889	57,411
要介護状態区分	【3割】自己負担額（1日あたり）	【3割】自己負担額（1月あたり）
要介護1	1,089	33,100
要介護2	1,602	48,646
要介護3	2,327	70,767
要介護4	2,570	78,103
要介護5	2,833	86,117

②基本加算

【1日あたり】（円）

加算項目	内 容	1割	2割	3割
初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間 30日を超える病院または診療所への入院後に利用を再開した場合も同様	32	64	95

加算項目	内 容	1 割	2 割	3 割
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上、または勤続10年以上介護福祉士25%以上	792	1,583	2,374
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上	676	1,351	2,026
サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が60%以上	370	739	1,108
サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上	370	739	1,108
看護職員配置加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置	950	1,899	2,849
看護職員配置加算Ⅱ	常勤の准看護師を1名以上配置	739	1,477	2,216
看護職員配置加算Ⅲ	常勤換算方法で、1名以上配置	507	1,013	1,520
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	個別サービス計画について、介護職員や看護職員等の他職種協働により、随時適切に評価、見直、説明、記録を行う。地域の行事や活動等に積極的に参加を行う。	1,266	2,532	3,798
訪問体制強化加算	登録者の居宅における生活を継続するための小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合。訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置し、月200件以上の訪問した場合。	1,055	2,110	3,165
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本サービス料金に上記各種加算、その他の加算を加えた総単位数に14.9%を乗じた金額	—	—	—

- ※ 看護職員配置加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについては、上記条件に適合している場合、いずれか1つのみ算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについては上記条件に適合している場合、いずれか1つのみ算定します。
- ※ 訪問体制強化加算については、上記条件に適合している場合、算定します。

③ その他の加算（対象のご利用者）

ご利用者の状態等により下記の利用料金をいただきます。

【1月あたり】(円)

加算項目	内 容	1 割	2 割	3 割
認知症加算Ⅲ	日常生活自立度のランクがⅢ、ⅣまたはMの場合 (主治医意見書または認定調査票にて確認)	801	1,603	2,405
認知症加算Ⅳ	要介護2であり、日常生活自立度のランクがⅡの場合 (主治医意見書または認定調査票にて確認)	486	971	1,456

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額がご利用者のご負担となります。

[サービスの概要と利用料金]

- ① **食費** 朝食：300円 昼食：650円 夕食：600円 おやつ：150円

物価の変動等により、定期的に見直し・改定をさせていただきます。

当日に利用をキャンセルされた場合は、キャンセル料として徴収させていただきます。但し、前日にご連絡がある場合は徴収いたしません。

- ② **行事食代** 実費

行事食をご提供する場合に基本の食費とは別に徴収させていただきます。

- ③ **宿泊費** 3,000円/日

- ④ **理美容代** 実費

- ⑤ **おむつ代** 実費

- ⑥ **レクリエーション費** 実費

ご利用者のご希望によりレクリエーション等の活動に参加していただくことができますが、レクリエーション等に要した費用の実費をご負担いただきます。尚、実費が発生する場合は、ご利用者またはそのご家族等に対し、あらかじめ説明し、同意を得ます。

- ⑦ **複写物の交付代** 実費

- ⑧ **日常生活上必要となる諸費用** 実費

日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、ご利用者が負担することが適当と認められるもの（歯ブラシ・化粧品・シャンプー・タオル等の日用品であって、ご利用者個人又はご家族等の選択により利用されるもの）にかかる費用をご負担いただきます。

- ⑨ **介護保険給付の支給限度基準額を超えるサービス** 実費

支給限度基準額を超えてサービスを利用される場合は、超えた範囲のサービス利用料金の全額が自己負担となります。

(3)社会福祉法人による利用者負担軽減制度

当法人では、利用者負担額軽減制度を実施しています。市民税が世帯非課税で市町村に認定された方が対象となります。区役所健康長寿推進課への申請手続きが必要となりますので、詳細につきましては管理者までご相談下さい。

(4)利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、毎月1日を起算日とする1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたします。当該利用月の翌月の20日（20日が休日の場合は、翌日以降直近の営業日）に当事業所指定の金融機関（京都銀行またはゆうちょ銀行）の口座から自動引き落としさせていただきます。ゆうちょ銀行については、月末（月末が休日の場合は、翌日以降直近の営業日）に再度引き落としがあります。その他の金融機関（京都銀行またはゆうちょ銀行以外）の口座からの自動引き落としの場合、当該利用月の翌月の27日（27日が休日の場合は、翌日以降直近の営業日）になります。

8. サービス利用を中止する場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の30日前までにご利用者から契約終了の申し出がない場合には、契約は更に同じ条件で更新されます。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご利用者が死亡した場合② ご利用者の所在が、3ヶ月以上行方不明となった場合③ ご利用者の住所が、京都市内でなくなった場合④ 要支援・要介護認定により、ご利用者の心身の状況が自立（非該当）と判定された場合⑤ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合⑥ 当事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑦ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合⑧ ご利用者から解約の申し出があった場合（詳細は以下の(1)をご参照ください）⑨ 事業者から解約の申し出を行った場合（詳細は以下の(2)をご参照ください） |
|---|

(1) ご利用者からの解約の申し出

契約の有効期間内であっても、ご利用者から契約の解約を申し出ることができます。その場合には、契約終了を希望する日の30日前までに通知してください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご利用者の病状の急変、急な入院等やむを得ない事情がある場合② ご利用者の介護予防計画・居宅サービス計画が変更された場合③ 事業者もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合④ 事業者もしくは従業者がご利用者やそのご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合⑤ 事業者もしくは従業者が、守秘義務に違反した場合⑥ 事業者もしくは従業者が、故意または過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦ 他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合⑧ 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合 |
|---|

(2) 事業者からの解約の申し出

以下の事項に該当する場合には、当事業所との契約を解約させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご利用者が、法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合③ ご利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所でのサービスの提供では適さないと判断された場合④ ご利用者が医療機関に入院した場合で、入院の日から3ヶ月以内の退院が見込まれない場合⑤ ご利用者が、正当な理由なく、利用料全額あるいは利用料の一部を2ヶ月以上滞納し、その滞納 |
|---|

により事業者が継続的なサービス提供に支障を来すほど信頼関係が失われた場合において、事業者は30日以上を定めてその滞納金の支払いを催告し、ご利用者が期間満了までに滞納金を支払わない場合

- ⑥ ご利用者若しくはそのご家族による従業員（法人において働く派遣社員を含むすべての労働者）に対する著しい迷惑行為（精神的攻撃、身体的攻撃、過大な要求、個の侵害等）があり、介入従業員の身体的及び精神的安全を確保できないと判断した場合

※法人が定める「カスタマーハラスメント防止規定」に従って行う。

(3) 契約の終了に伴う援助

契約を終了する場合には、事業者は居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うと共に、その他の保健医療サービスまたは福祉サービス提供者等と連携し、ご利用者に対して必要な支援を行います。

9. 緊急時の対応

- 現にサービスの提供を行っているときに、ご利用者の病状の急変が応じた場合、その他必要な場合は、主治医または看護職員と連携し、協力医療機関への連絡等、必要な措置を迅速に講じます。
- 緊急時に必ず連絡がとれるようご配慮ください。
- 緊急時はご利用者の主治医に従い、対応させていただきます。尚、休日や時間帯によっては、主治医と連絡がとれない場合もございますので、その際は状況に応じて救急搬送にて対応させていただきます。

10. 協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関に協力をいただき、ご利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。但し、下記医療機関等での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関等での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。

※ 緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた緊急時の連絡先に連絡します。

[協力医療機関]

医療機関名	医療法人 清仁会 シミズ病院
住 所	京都市西京区山田中吉見町1-2
電 話 番 号	075-381-5161（代表）
診 療 科 目	内科

[協力歯科医療機関]

医療機関名	医療法人 晴雄会 加納デンタルクリニック
住 所	京都市中京区御池通間之町東入高宮町206御池ビル7F
電 話 番 号	075-222-1207

11. 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合には、ご家族・京都市・関係医療機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。守秘義務（秘密の保持）に違反した場合も同様とします。

- 医療機関への連絡及び受診
- ご利用者のご家族への連絡
- 必要時の京都市への連絡
- 法人事業本部リスクマネジメント委員会への報告・連絡・相談
- 事故原因の解明・改善策の検討及び妥当性の確認
- 必要時の事業所加入の損害賠償保険に基づく対応

12. 非常災害対策

当事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災設備や非常放送設備等必要な設備を設けています。

また、常に関係機関との連絡を密にし、消防法に基づく消防計画等の防災計画を立て、ご利用者及び従業者等が参加する訓練を年2回以上実施します。

13. 身体拘束の禁止

原則として、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前にご利用者及びご家族等への十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14. 高齢者虐待の防止

ご利用者の人権を尊重し、暴力的行為や発言、身体的拘束、外部との意図的遮断等の個人の自立・意思・生活・継続・健康が損なわれる行為を行いません。また、虐待の防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。さらに虐待防止の指針を整備し、指針に基づいて介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施します。これらの措置を適切に実施するための担当者を置きます。

15. 尊厳保持

ご利用者の尊厳の保持、プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

16. 守秘義務（秘密の保持）

事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族等に関する情報を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。

17. 損害賠償

ご利用者に対するサービスを提供するにあたって、万が一事故が発生し、ご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかにご利用者に対して損害を賠償します。但し、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、事業者は賠償責任を免除、または賠償額を減額されることがあります。

18. 第三者評価の実施状況

当事業所は、外部機関による「第三者評価」を実施しておりません。代わりに1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行っています。

前回のサービス評価実施日	令和 5年 3月 28日
開示状況	事業所にて掲示、ホームページ掲載 URL http://www.hiragino.or.jp/pdf/service/kamikatura.pdf

19. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

- 当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。また、苦情受付ボックスを1階玄関に設置しています。
- 苦情受付担当者 飯田 宏輝 (いいた ひろき) [職名] 介護支援専門員
- 苦情受付担当者 酒枝 素子 (さかえだ もとこ) [職名] 法令遵守責任者
- 苦情解決責任者 木村 伸広 (きむら のぶひろ) [職名] 管理者
- 第三者委員 桂川民生委員児童委員協議会 原田 佳子 (はらだ けいこ)
[連絡先] 075-381-2025
- 当事業所の電話番号/FAX番号
075-382-1612 FAX: 075-382-1701
- 法人事業本部の電話番号/FAX番号
075-711-1851 FAX: 075-711-1853
- 受付時間
8:30~17:30 毎日

(2) 行政機関その他苦情受付機関

北区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市北区紫野東御所田町33番地の1 電話番号 432-1364 FAX: 432-1590 受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
上京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地 電話番号 441-5106 FAX: 441-0180 受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
左京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 電話番号 702-1071 FAX: 702-1315 受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
下京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市下京区西洞院通塩小路東塩小路町608番地の8 電話番号 371-7228 FAX: 351-8752 受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)

中京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地 電話番号 812-2566 FAX: 812-0072 受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
右京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市右京区太秦下刑部町12番地 電話番号 861-1416 FAX: 861-1340 受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
京都市右京区役所 京北出張所 保健福祉第一担当	所在地 京都市右京区京北周山町上寺田1-1(京北合同庁舎内) 電話番号 852-1815 FAX: 852-1800 受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
西京区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市西京区上桂森下町25番地の1 電話番号 381-7638 FAX: 393-0867 受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
西京区役所洛西支所 保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課高齢介護保険 担当	所在地 京都市西京区大原野東境谷町2-1-2(洛西総合庁舎 内) 電話番号 332-9274 FAX: 332-8420 受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
山科区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市山科区栂辻池尻町14番地の2 電話番号 592-3290 FAX: 592-3110 受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
東山区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市東山区清水5丁目130番地の6 電話番号 561-9187 FAX: 541-8338 受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
南区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市南区西九条南田町1番地の3 電話番号 681-3296 FAX: 681-1870 受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
伏見区役所保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市伏見区鷹匠町39番地の2 電話番号 611-2278 FAX: 611-1140 受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
京都市伏見区役所深草支所 保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課高齢介護保険 担当	所在地 京都市伏見区深草向畑町93番地の1(深草総合庁舎内) 電話番号 642-3603 FAX: 642-3240 受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
京都市伏見区役所醍醐支所 保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課高齢介護保険 担当	所在地 京都市伏見区醍醐大構町28(醍醐総合庁舎内) 電話番号 571-6471 FAX: 573-3785 受付時間 8:30~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)
京都府 国民健康保険団体連合会 介護保険課介護管理係 相談担当	所在地 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地 COCON烏丸内 電話番号 354-9011 FAX: 354-9099 受付時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日

京都市社会福祉協議会内 京都府福祉サービス 運営適正化委員会	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="539 174 751 219">所在地</td> <td data-bbox="767 152 1441 237">京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地 京都府立総合社会福祉会館5階</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 259 751 304">電話番号</td> <td data-bbox="767 248 1441 282">252-2152 FAX: 212-2450</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 315 751 360">受付時間</td> <td data-bbox="767 293 1441 371">9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)</td> </tr> </table>	所在地	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地 京都府立総合社会福祉会館5階	電話番号	252-2152 FAX: 212-2450	受付時間	9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)
所在地	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地 京都府立総合社会福祉会館5階						
電話番号	252-2152 FAX: 212-2450						
受付時間	9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)						

20. 当事業所の運営方針

当事業所は、介護保険法等の趣旨に従って、ご利用者の意思及び人格を尊重し、小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い・訪問・宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、ご利用者の居宅における生活の継続を支援します。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

21. 当事業所利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたり、ご利用されている他のご利用者の快適性、安全性を確保するため、以下の事項をお守りください。

- サービスをご利用の際は、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用途に従って利用し、これに反したご利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償をしていただくことがあります。
- 指定した場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 飲酒のご希望があれば、ご家族に確認の上、飲酒していただくことは可能です。ただし、指定した場所及び時間以外での飲酒はご遠慮ください。
- 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 当事業所への金銭の持ち込みはご遠慮ください。ご利用中の金銭の紛失等につきましては、当事業所では一切の責任を負いません。
- 当事業所への飲食物の持ち込みはご遠慮ください。管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、当事業所では一切の責任を負いません。
- 当事業所内での金銭及び飲食物等のやりとりはご遠慮ください。
- 当事業所内で他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わないでください。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、本書面に基
づき重要事項を説明し、交付しました。

事業者

住 所 京都市北区上賀茂中ノ河原町2番地の1
事業者名 社会福祉法人 柊野福社会
代表者名 理事長 杉本 豊平 ㊟

事業所

住 所 京都市西京区上桂北村町1番地
事業所名 ガーデンハウス上桂
事業所番号 2694000056号
管理者名 木村 伸広 ㊟

説明者

氏 名 ㊟ 職 名

私は、本書面に基づいて指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及
び料金の支払等の重要事項について説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者

住 所 〒

氏 名 ㊟

契約者は、署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者 _____ に
代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者

住 所 〒

氏 名 ㊟ (利用者との関係：)